

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則ほか1規則をここに公布する。

令和 5 年 11 月 1 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 13 号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 14 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市小中一貫教育推進本部設置規則（平成 25 年松江市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第 2 条 略 (1)～(3) 略 (4) 幼児期(保育所・幼稚園・ <u>認定こども園</u>)と小中学校及び義務教育学校の連携に関すること。 (5)・(6) 略	(所掌事務) 第 2 条 略 (1)～(3) 略 (4) 幼児期(保育所・幼稚園・ <u>幼保園</u> ____)と小中学校及び義務教育学校の連携に関すること。 (5)・(6) 略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。